

○国立大学法人上越教育大学顧問弁護士要項

(平成28年12月15日学長裁定)

最終改正 令和2年3月11日

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の業務運営に係る種々の法的諸問題について、顧問弁護士に相談し、助言及び指導を受けることにより、これらの法的諸問題を的確かつ迅速に処理するとともに、業務運営に係る法的紛争を未然に防止し、もって本法人の業務運営の円滑な推進を図ることを目的とする。

(顧問弁護士の委嘱)

第2条 顧問弁護士は、学長が委嘱する。

2 顧問弁護士を委嘱するときは、書面により契約を締結するものとする。

(相談の範囲)

第3条 顧問弁護士に相談できる範囲は、本法人の業務運営に関する事項で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法令の解釈、運用その他の法的な諸問題に関する事項
- (2) 事件、事故等に関し、法的な問題が生じるおそれのある事項
- (3) その他法的判断に基づく対応が必要であると認められる事項

(相談の申込み)

第4条 相談責任者（相談案件に係る事務を所掌する課長、特命課長又は監査室長をいう。以下同じ。）は、顧問弁護士に相談をしようとするときは、別記第1号様式の顧問弁護士相談事項票を総務課長に提出し、事務局長の確認を得た後、直接顧問弁護士に申し込むものとする。

(相談の方法)

第5条 顧問弁護士への相談は、原則として相談責任者又は関係職員が、顧問弁護士の事務所に出向き、又は電話等により行うものとする。

(相談結果の報告)

第6条 相談責任者は、相談により顧問弁護士から受けた助言及び指導の内容等について、別記第2号様式の顧問弁護士相談結果報告書を総務課長に提出し、事務局長に報告するものとする。

(役員会への報告)

第7条 事務局長は、顧問弁護士への相談事項及びその結果について、必要に応じて役員会に報告するものとする。

(事務の処理)

第8条 顧問弁護士に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、顧問弁護士の運用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

※受付： 年 月 日

顧問弁護士相談事項票

課・室名
職 名
氏 名

1 相談形態 法律事務所訪問 ・ 電話 ・ その他（ ）

2 相談予定者

3 相談内容

(1) 事案の概要（簡潔に）

(2) 相談事項（箇条書きで簡潔に）

(3) その他参考となる事項

(注) 必要に応じて、資料を添付すること。

別記第2号様式（第6条関係）

※受付： 年 月 日

顧問弁護士相談結果報告書

課・室名
職 名
氏 名

1 相談日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

2 相談形態 法律事務所訪問 ・ 電話 ・ その他（ ）

3 相談者

4 相談結果

(1) 相談内容（簡潔に）

(2) 助言，指導の内容（相談事項ごとに）

(3) 今後の対応

(4) その他参考となる事項

（注）必要に応じて，資料を添付すること。